

（第一類 第三号）

第十三回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第二十五号

（五四一）

昭和二十七年四月三日（木曜日）
午前十一時三十七分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事 大泉 寛三君 理事 河原伊三郎君

理事 野村專太郎君 理事 床次 徳二君

理事 門司 亮君

有田 二郎君 押谷 富三君

川本 末治君 橋 直治君

辻 寛一君 前尾繁三郎君

三浦寅之助君 吉田吉太郎君

藤田 義光君 大矢 省三君

立花 敏男君 大石ヨシエ君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清蔵君

出席政府委員

總理府事務官 荻田 保君

（地方財政委員） 藤野 繁雄君

地方自治事務次官 鈴木 俊一君

總理府事務官（地方自治行政次長） 奥野 誠亮君

官廳地方自治行政財政課長

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

四月二日

町村の警察維持に関する責任移轉の時期の特例に関する法律案（河原伊三郎君外五名提出、衆法第二六号）同日

公職選挙法の一部改正に関する諸願（鈴木善幸君紹介）（第一八三七号）純舞踊の入場税減免に関する諸願

（野村專太郎君紹介）（第一八八三号）

国有鉄道の信濃川発電所に対する施設税課税に関する諸願（猪俣浩三君紹介）（第一八九六号）

大阪の特別市制実施に関する諸願外一件（有田二郎君外二名紹介）（第一八九七号）

同外一件（押谷富三君外三名紹介）（第一八九八号）

同外一件（押谷富三君紹介）（第一九二〇号）

特別区の組織及び運営に関する諸願（鈴木仙八君外二名紹介）（第一九二一号）

の審査を本委員会に付託された。

同日

地方議会議員の国会議員選挙立候補禁止解除に関する陳情書（横浜市会議長嶋村力外四名）（第一二一五号）

地方議会の議員定数縮減及びその機能縮小反対に関する陳情書（愛媛県町村議会議長会長武井隆一）（第一一六号）

特別市制実施反対に関する陳情書（神奈川県議会議長市村友実）（第一二一七号）

委員長市川郁（第一二一七号）

大阪市の特別市制実施促進に関する陳情書外一件（大阪市東区民生常務委員池田万助外四十八名）（第一一八号）

特別市制反対に関する陳情書外二件（大阪府泉北郡町村会長橋本伸治外百四十四名）（第一一九号）

同（大阪府指導農業協同組合連合会会長上田徳三）（第一二二〇号）
警視庁の国警編入反対に関する陳情書（東京都議会議長菊池民一）（第一二二一号）
地方財政確保及び義務教育費全額国库負担に関する陳情書（東京都議會議長菊池民一外九名）（第一二二二号）
日刊紙以外の新聞雑誌の選挙報道制限に関する陳情書（関西新報社長木村広治）（第一二二三号）
宿泊料に対する遊興飲食税減免に関する陳情書（秋吉観光協会会長藤村正雄）（第一二二四号）
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第七四号）

地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二二号）

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二三号）

○金光委員長 これより会議を開きます。

地方税法の一部を改正する法律案、地方財政法の一部を改正する法律案及び地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題として、きのうに引続き質疑を続行いたします。質疑を許します。

○立花委員 平衡交付金法の問題で質問しておきたいのでありますが、平衡交付金法によりますと、平衡交付金の

建前は、大臣の説明書にもありますように、地方行政を行う場合に要する財源を完全に保障することにあるのでありますが、これがやはり完全に行われていない。地方行政費の完全保障という建前であるべき地方財政平衡交付金法が、その役割を果たしていないというところに問題があるのだらうと思ふのであります。平衡交付金法を改正するのであれば、その点を改正するのが第一番主眼じゃないか。従来平衡交付金法が制定、施行されてから数年になります。その間にいづれの年度におきましても、やはり平衡交付金が非常に過少で、国の予算の關係上地方の必要とするものが與えられていない。

〔委員長退席、河原委員長代理着席〕

従つてこの地方の財源を完全に保障するといふことが果されていまいというところが問題であり、しかもそれはもう生々しい事実なんですから、この弊害を除去することが、平衡交付金法の改正の主眼でなければならぬと思ふのであります。今回の改正案はこの点にあまり触れられていないと思ふのであります。その点をどういふようにお考えになつておるか。平衡交付金法の根本生命である地方財源の完全保障といふことは、従来の通りそれが行われなくてもいいのだというお考えなのかどうか、これをお伺いしておきたい。

○萩田政府委員 おつしやいます。よろしうに、平衡交付金を通じて、地方財源を完全に保障するということが、平衡交付金法の生命だと思ひます。それを達するに現行制度でいいか悪いかというところにつきましては、われわれ十分研究したのであります。が、少くともその方向に向つて一歩を進めるために、たとえば單位費用を法定して、基準財政需要というやうなものの測定がはつきり法律に出て来る、それに一歩近づけて行きたいという趣旨で改正を加えたのであります。決して總額確保の問題について、なおざりにしておるわけではないのであります。

○立花委員 そういたしますと、今回の改正、標準單位の問題だとか、あるいは單価の問題であるとか、こういう改正が具体的に平衡交付金の増額になつて、地方財政を完全に保障するといふ役割が果せる、少くともその一助になるというわけでおやりになつたと思ふのですが、地方財政委員会でも考へておられるこの單価あるいはこの單位で計算したしまして、これをたとへば二十六年度にあつてはめました場合、あるいは二十七年の予算をそういふ形で編成したした場合に、二十六年度の千二百億あるいは二十七年の千二百五十億、これがどれくらいに増額されるのか、これを承りたい。

○萩田政府委員 地方財政全体といたしましては、地方税あるいは地方債あるいはその他の収入も、地方財政平衡交付金と同じく財源でございます。そういうものを総合判断いたしましたして、二十七年の財政需要にマッチするようになしたわけでございます。平衡交付

金だけについて申し上げれば、御承知のように基準財政需要は平衡交付金総額の百分の九十二、それから地方税の百分の七、これだけをもちまして基準財政需要に充てております。

○立花委員 ちよつとあいまいでわかりませんが、二十七年は現行の単価と単位で計算されて、千二百五十億という金が出て来るとおもう。それを今提案されておりますこの改正案によつて計算すれば幾らになるか、こういうのであります。

○秋田政府委員 基準財政需要について申し上げます、まず府県分は二十六年年度の総額が千四百七十四億余であります、これが千六百八十一億余になりました、二百億程度の増加になります。市町村分につきましては、二十六年度が千八百八十四億であります、これが千三百六十三億になりました、百七十八億の増加になつております。

○立花委員 いや、お答えの何が違うのではありませんか。私二十六年度と二十七年度を比較して、その増額を示していただきたいと言つておるのではありません、たとえば単位のとり方あるいは単価の計算の仕方がこれで変更されている。そうすればそれによつて現行法では千二百億になるものが、改正された単位のとり方あるいは単価によると、どれだけそれが増額されるのかというところをお尋ねしているわけです。

○秋田政府委員 そういふ御質問でございます、先ほどの御答弁でいいんだと思いますが、地方財政はあくまで税と平衡交付金によりまして基準財政需要を計算しておるのでありますから、その基準財政需要の増額が今

申しました通りで、それにマッチする平衡交付金としましては、千二百億が千二百五十億になればよろしいのであります。

○立花委員 そうではないと思つております。現実の姿は千二百五十億では足りないから、千三百億を地方財政委員会に要求されたはずで、去年も政府が出したよりも、多額の平衡交付金を要求されたはずで、それが減額されて千二百億あるいは千二百五十億になつておるもので、ほんとうの平衡交付金はもつと多くなければいけないというのが現実の姿なんです。そういう意味におきまして先ほど申し上げましたように、地方行政の費用を完全に保障するという役割を果すべき平衡交付金の役割が果されていなかつた、端的にいいますと、絶対額が必要額を満たしていなかつた、絶対額が非常に過少にあつたということなんです。

だからその絶対額をふやすことが問題なんです、そういう点について今度の改正は十分考慮が拂われておるかということをお聞いしておるのです。

○秋田政府委員 地方財政委員会の当初要求した千三百億の平衡交付金額が、千二百五十億に減つたという問題につきましては、この委員会におきまして、ことにあなたの方の御質問に對して、たゞ／＼お答えしておるのではありません。地方財源は何も平衡交付金だけではなくて、地方税と合せての地方財源であります。当初千三百億の平衡交付金を要求しましたときは、附加価値税を実施するといふ前提のもとに計算したのであります、その後附加価値税をやめて事業税になりましたので、平衡交付金の五十億の差額は、

その税の増収によりまして、完全に充足されることになつたわけであり、それから、地方財源総体としては、千二百五十億に平衡交付金がなりまして、少しも欠陥はないのであります。

○立花委員 それはまづたゞの論議でありまして、そのことは前にも話しましたから繰返して申しませんが、とにかく千三百億の要求を出しておきながら、総理大臣の一本の書簡でそれを五十億も引下げるということ、常識的には考えられないことでもあります。これは幾ら強弁されましても、私も納得ができません。それは前年度を見まして、その例がありますので、平衡交付金が十全の役割を果して来たということ、地方の自治体自身がよく知つております。平衡交付金がほんとうにその使命を果しまして、大臣の説明書にありますが、地方行政を行う場合に要する財源を完全に保障すること、それが地方財政平衡交付金の使命であるとするならば、その点がやはり抜けておつた。

従つて今度の平衡交付金法の改正によりまして、平衡交付金がその本来の使命に歸りまして、決して地方の予算に左右されることなく、地方の財源を完全に保障するという建前のものにする、これが、改正の根本趣旨でなければならぬと思つております。その点がちよつと触れられていない。地方財源を保障するのは、地方税と平衡交付金と関連して保障するのだから、平衡交付金は少くとも、地方税でよいとはいへないのだといふようなお答えは非常に不可解であります。地方税には限度がある。地方の赤字を克服するためにどうしても平衡交付金でまかなわなければならない、そういう意味で平衡交付

金が地方の財源を完全に保障するものであるといふことがうたわれておると思つて、あなたの方の言われることに従つて、平衡交付金は地方の財源を完全に保障する役割はないのだ、ほかのものに合せて完全に保障すればいいのだといふことになりまして、これでは平衡交付金本来の使命は、非常に影の薄いものになつてしまふ。だからこゝ私たちはよけいにそれを問題にするわけですね。平衡交付金が／＼減らされて行くと、逆に地方税が／＼ふやされて行く、地方税と平衡交付金と関連して地方財源を満たせばいいという建前に立ちますと、平衡交付金が国の予算の關係上／＼減らされた場合、その穴埋めは当然地方税に転嫁して来る。でありますから、この改正の根本趣旨といつたしまして、地方財政委員会としてはどういふ基本方針でやられるのか、すなわち地方財政平衡交付金本来の使命である財源を、完全に保障するという建前でやられるのか、あるいはこれは地方税と合してやればいいので、平衡交付金としては、決して財源を完全に保障するといふようなことはやらなくてもいいのだ、それは国の都合で減らされても地方税で穴埋めをして行けばいいのだといふ考え方でやられるのか、その点を聞いておるわけなんです。

○秋田政府委員 この点につきましては、たゞ／＼御説明申し上げておきますように、單に総理大臣の一片の手紙でもつて五十億を減らしておるのじやなく、あとからすぐ地方税法の改正案といふ具体的裏づけをしておるのであります。また常識的にわからぬとおつしやいますが、これだけ御説明す

れば、常識でもおわかりになると思つて、常識でも、かりにちよつと表をこらんにしまして、歳入歳出が合つておることはおわかりになると思つて、根本におきましては、大臣の提案理由の説明にもございまして、たゞ、地方財源としては、地方の財政の自主性を尊重する限りにおきましては、できる限り地方税で財源が與えられるのがいいのであります、平衡交付金の五十億が減つて、地方税が五十億ふえたといふことは、少しもその意味におきましては、地方の財政にとつてマイナスにならないのであります。

○立花委員 秋田君の考え方は大分違ふのじやないかと思つた。この大臣の説明要旨の最初のところを見ますと、「地方財政平衡交付金制度は、一とあります。地方行政平衡交付金制度は、一地方行政を行う場合に要する財源を完全に保障することによつて、一とあります。地方における行政の地方住民に云々、こうありますので、地方財政平衡交付金制度は、地方の行政を行う場合に要する財源を完全に保障する役割を持つておるわけですね。これは大臣の説明要旨の最初にありますので、これが今まで完全に果されてない。地方財政平衡交付金制度が財源を完全に保障してない。現実には二十六年度においては莫大赤字を出して、保障してない。だから平衡交付金制度を改正するといふことがあれば、従来の赤字を克服し、地方の財政を完全に保障する態勢を整えられなければいけない、こういうことを私言つておるので、その点でどういふ考慮が拂われておるのか。しかもこの財源を完全に保障することができなかった大きな原因

は、大臣の御説明にもありますように、地方団体が行います行政の中に、どうしても国家的に水準を維持しなければならぬ性質のものがある。しかもそれについてははつきりと法律をもつて、国として要請しているものを基準を示しておる。しかるにもかかわらず、その地方団体がその基準を維持することを怠つたという場合について、例外的な、そのような勧告なりあるいは返還なりをするのでありまして、これは自治といひましても、そこにやはり国家全体の調和を保つという、一つの限界があると思ひます。その限界を果すためにこれだけの法文を新たに追加することが適当と考へたのであります。

○立花委員 あまり大きなことを言わない方がいいと思ふんです。地方の財政需要と財政収入との差額を、全部この財政平衡交付金でまかなつて行くんだ、また現在やつたんだということはいふまでもない方がよい、さうだつたら赤字が出るはずがない。だからさうさつきからたび／＼言つておきますように、それでは少いから平衡交付金をふやせということが言われておりますので、完全にまかなつていないことは明白なんです。しかも大臣がこの委員会でもたび／＼言明されますように、やろうと思つたけれども、やれなかつたんだ。地方の要求は私も支持するんだ。しかし国家財政の都合上、これは出せなかつたんだということを、明白に言つておられるんです。だから基準財政収入と基準財政需要との差額を全部補つて来たんだということは、絶対に言えないはずなんだ。そういうことが行われておるのであれば、地方の行

政を完全に財政的に保障したということとは言えるのですが、さういふことが行われていないから問題になつてゐるのだから、さういふ建前は建前だが、事実は行われていないかつた、だからさういふふうにしたら、基準財政収入と財政需要との差額を完全に補償するところの、名実ともにつばな財政平衡交付金になるかという観点から、私はこの改正が行われなければいけないということでは言つてゐる。ところがあなたは今までのつばなに役割を果して来たというのだから、それはさういふお座なりの改正案になるのはあたりまえだと思ふ、現実の認識が違つてゐる。あなたはつばなに平衡交付金の役割を果して来た、十全の役を果して来た、行政を完全になつて来たという建前をとつておる。ところが私たち、地方の自治体あるいは国会全体がさういふ感じを持つてゐない。さういふ現実でないというところを理解しておる。だから平衡交付金をふやせという決議をしてゐる。それをあなたはもうふやす必要はない、それだから、今までの平衡交付金で十全にやつて来たということをつてゐるから、さういふお座なりの改正案しか私は出て来ないと思ふ。

次の問題に移りますが、今の勧告の問題です。これは大臣も次官もおられるのだから、重大な問題なんで、事務担当者に答弁させないで、大臣の責任ある答弁を得たいと思ふのですが、現在自治法の改正においてもあるいはその他の、最近提案されております地方関係の法案の中で、やはり勧告という問題が、非常に大きな問題になつて来ておる。たとえば市町村の合併の問題に關しまして、区域の変更に關しまし

て、知事が市町村に対して勧告権を持つような案が出て来ている。あるいは平衡交付金法の改正で、やはり一定規模の行政を中央が地方に勧告すること規定されておる。さういふふうによつて、あるいは知事から市町村に対しての勧告という形が、非常にたくさんこのごろ目立つて現われて来ておる。この問題を一般的に大臣はどういうふうにお考えになつてゐるか、これは自治権の侵害になるとお考えにならないかどうか、それをひとつ承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 自治権の侵害にならないという確信を持つて、つくつておる次第であります。

○立花委員 自治権の侵害にならないとおつしやられますが、單なる信念ではなしに、具体的に現行の制度のもとにおいて、あるいは地方の財政の現実の状態において、さういふ形が一定の規模の行政を地方に押しつけ、それを勧告し、それに従わなかつた場合は、平衡交付金を取上げるといふような形が、地方の自治を現実に侵害しないかどうか、この点をひとつ具体的に、單なる信念ではなしに、具体的に御説明願ひたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。そこに出してありますところの勧告権のよつて来るところのゆゑんは、どこにあるかといふことを、よくその法案をお読みになるならばおわかりになると思ふのであります。御承知の通りこれは国と地方とは、純然たる地方の事務と、また純然たる国家的事務であり、また半分は国家的事務である、

さういふうちに、いろいろの種類の行政が地方自治体において行われるのでありまして、そこで今回挿入いたしましたところの法文におきましては、国が国家の事務として地方自治体にしてもらいたい、さういふことを要請する。その要請は決してこれをただわれわれが單純に地方に押し付けるわけではありません。国民の代表機関であるところの国会、すなわち国家の最高機関たる国会において、国がさういふような仕事を地方自治体にやらうといふことを、法律で定めるのであります。何等地方の自治権の侵害になりません。法律で定まつた仕事を地方自治体がやるために、金を地方自治体に対して割つて與える。もしそれをやつてくれなかつたときには返してもらふのは當然です。これも法律の根柢においてやることでありますから、何ら自治権の侵害になつておらぬ、これだけお答えいたします。

○立花委員 法律で定めるから、自治権の侵害にならないといふのは、これは形式論になりますので、法律で自治権の侵害は幾らでもできるわけでありまして、自治権の侵害をしない法律が通過しない、あるいは存在しないとは決して言えませんので、現にあなたたちがお出しにならうとしておる地方自治法の改正は、東京の区長の任命制が規定されておまして、自治権の侵害になるかといふことは、もつとすでに東京都の自由党ですら騒いでおるので、この自治権の侵害になるような法案が通過しない。法律であるから、これは自治権の侵害にならないといふような形式論は、これは決して何らの役にも立ちません。現にあなたたちが地方の自

治権の侵害になるような自治法の改正案を提出しようとしておる。従つて問題はもつと実質的なところになければならぬと思ふのですが、国が一定の規格の行政を地方に勧告し、それに従わなかつた場合は金を取上げるといふような強制的なやり方は、国が十全に地方の財政を保障し、完全に平衡交付金で地方の必要な財源を濟すといふことが、ほんとうに現実に行われて、初めてさういふことが言えるのです。が、それが何ら保障されてゐないのに、一定の規模の仕事を地方へ押しつける形だけが、こゝで非常に強調されておる。現実にこの間地方に事務を押しつけました住民登録法、これなんかもし事務だけ押しつけまして金は出さない。あるいはこの間の募集の事務にいたしましたも、町村当り千円こそこの金しか出さないで、何十万に達する募集を全国的にやらさうとしておる。さういふことで一定の規格の仕事を押してつけまして、しかもそれを勧告権を持たして強制したしまして、財政的にも一旦與へた交付金を取上げるといふやうなひどいことをやつておきながら、財源は保障しない。さうなつて参りますと、地方の自治がこゝから侵害されて参り、乱れて参るのは當然なんです。さういふ具体的な問題をどういふふうにお考えになつておるか。しかも現実にあなたの方から言われるやうな、国から與へた仕事に財源が保障されてゐないといふことは、明白な事実となつて現れてゐる。住民登録、あるいは予備隊の募集、あるいは行政協定関係のいろいろな予想される事務の増大、あるいはもつとさかのぼります

と、消防法の改正のときも、あるいは水防団の設置のときも、決して財源措置が伴っていない。そういう事務をどんだん地方に押しつけながら財源措置はいたさないで、しかも一定の規模の行政をやるように強制するということは、これは非常に専断的である。いわばファッショ的なやり方であるといわざるを得ないと思ひます。その一番端的な地方の反発が、東京の区長の任命制となつて現われております。そういう点で何ら反省される色がないのは不可解だと思ひますが、この問題だけではなしに、さいせんから言つております今度の国会に出されております地方関係の法案で、中央が地方に大きな勧告権あるいは指示権、指導権を持つという形をどういうふうにお考えになつておられるのか。あなたはそういう全般的な形が、一般的に申しまして地方自治の上に現われておるといふふうに認識なさらないのか。もつと端的に言いますと、地方自治が逆コースをとつていくというふうにお考えにならないのか。これはあなたが今後おやりになる施策、あるいはお出しになる法案の基本的な問題になりますので、お尋ねしておきたいのですが、あなたは現在の地方自治が逆コースをとつとある、そのおそれがあるということとを、ちつとも認識なさらないのかどうか、これを聞いておきたい。

○岡野国務大臣 立花さんに申し上げますが、日本は法治国でございます。これをまず第一段に御記憶を願ひたい。先ほどから地方に仕事を押しつけるの言いつけでおるようによい言ひすが、これは大きな間違いであります。われ／＼は立案はいたします。しかしそれが国家的な義務になるのは法律によらなければならぬ。法律によつて地方に與えた仕事は、何で政府が押しつけたことになりませんか。法律というのは国会で定めるものであります。国会は国民の代表であります。そして最高機関であります。最高機関がつくつた法律で地方に仕事をさせるのは、政府がやつておるのではなくして、国家の最高機関が地方の市町村団体に仕事をさせておるのです。それを押つけておるといふのはどういふことですか、私にはわかりません。

○立花委員 そういふつまらぬことで議論をしたくないのですが、そういう認識しかお持ちにならない大臣だから、結局こういうことしかおやりにならない。あらゆる今回の地方関係の法案で勧告権を持たしたり、指示権を持たしたり、地方自治を侵害したりするよなことを平気でやりになる。あと質問がつかえておりますので言ひませんが、まつたく驚き入つたお考え方で、單に形式的に国会で決定したのだから、地方の自治は侵害しないのだ、そういう甘い考えでは、それはごまかしにすぎないのだらうと思ひますが、現在の地方自治の困難、地方財政の困難はより一層増大するばかりで、ちつとも救済されないといふことを、最後に断言いたしておきます。

○大矢委員 この地方財政法の一部改正の中で三十四條は、ほかの人が聞かれたかもしませんが、左の各号の一に掲げる経費については、当分の間国がその経費の全部または一部を負担する。この当分の間といふのは、一体どのくらいの期間に考えられておるか。特にこの第二に学校の戦災復旧に要する経費といふのが新たに加えられておりますから、この点でこの当分の間といふ解釈をどのくらいに見ておられるか、その点を聞いておきたい。

〔河原委員長代理退席、委員長着席〕

○秋田政府委員 大体戦災による学校の損壊が復旧されるまでの期間を考慮しております。

○大矢委員 その次に国と地方公共団体の負担すべき割合は、法律または政令によつて定めなければならぬとありますが、この割合といふのは、どういふふうにお考えられておるか。それから法律または政令とあるが、法律を出すつもりが、政令で行つてもいいか。これは重要でありますから、いづれをやるか、または、できれば本国会中に出すのか、あるいは時期がわかつておりますならば、それを伺いたい。

○秋田政府委員 この附則の二項にございまして、二十八三年三月三十一日までの間は、従来の例による。それから以降におきましては、新しい法律または政令で定めることになるわけでありまして、なるべくなら法律でもつて、こういうことはつききめるようにしたいと考えております。

○大矢委員 私もそれはあとから聞かうと思つたのですが、二十八三年三月三十一日までの間は従前通りとする。だから、もしこれをしない場合には、政令で定められていない場合には、このだから、すぐでも定めることはできぬ。それをどういふふうに行つたつておきながら、あとでまた二十八三年三月三十一日までの間は、従前通りとする。

○秋田政府委員 すでに二十七年度分につきては、予算ができておりますので、その予算で定めるところによつて国の負担があつたと考えます。従いましてその点につきては、大体從來とかわりございせんので、義務教育年限、いわゆる六・三制につきては二分の一、戦災復旧も額は少いのでありますが、建前は二分の一、引揚者の援護に要する経費は大体全額国費といふ建前でございまして。

○大矢委員 私、聞き漏らしたのですが、学校の戦災復旧は全額ですか。

○秋田政府委員 大体二分の一といふ建前でございまして。

○大矢委員 それでは六・三制の校舎の建設費と大体同じことですか。二分の一といふことなら……。

○秋田政府委員 二分の一でございまして。

○大矢委員 それでははつこうです。

○金光委員長 それでは午後二時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後三時三十分開議

○金光委員長 これより再開いたします。

まず地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対する質疑はございせんか。

〔質疑なしとす〕

○金光委員長 なければ本案に対する質疑はこれをもつて終了いたしました。

た。これより討論に入ります。討論を許します。床次君。

○床次委員 ただいま上程になつておりますところの地方財政法の一部を改正する法律案について、趣旨におきましては私賛成の意を表するものであります。しかしながら特にこの際お願ひいたしておきたいことは、本法が趣旨通り実行せられます前提といつたことを十分に確保していただくかといふ点であります。特に今後検討いたさなければならぬ問題といつたしまして、義務教育費の問題があります。これが世上においてやかましいといふことは、地方の財源が乏しいといふところに、大きな原因があるのでありまして、この点に關しましては、ひとつ特に当局におきまして、財源の確保方に対して、格段の留意を拂つていただきたいと思ひます。今後地方税法、その他平衡交付金法等の問題と関連はいたしておりますが、十分に政府が財源措置を考慮するといふことに対して強い要望をいたしまして、本案に賛成するものであります。

○金光委員長 立花君。

○立花委員 共産党はこれに反対なんです。と申しますのは、内容から申しまして、この法案はまつたく空文になつておると言わざるを得ないと思ひます。ごまかく申し上げますと、最初に規定しております寄付の禁止、從來とも地方自治体に対して、あるいは地方住民に対して、国家あるいは中央からの寄付が非常に財政的負担をかけておるといふことは、明白な事実だらうと思ひますが、これを政

府の方でも認識されまして、今回の改正に、地方より中央への寄付行為の禁止というのをやめておけるわけなんです。が、たゞ／＼前々回のこの委員会におきまして、従来問題になつておりました地方自治体の警察への寄付、この問題に關しまして、委員より國警長官に對しまして、その具体的な数字をあげるという要求をいたしましたところ、文書でこれを報告しておりますが、その額が数億に達してあります。しかもこの席上におきまして、國警長官が、今後たとえば國警の地方警察の庁舎などの建築費などにおきましても、地方から要請があり、また地方がその費用を負担するという場合には、これを地方の寄付にまつこともやめる考えはないというふうなことをはっきり申し上げております。同席されておりました岡野國務大臣が、やはりその意見を肯定されまして、今回の寄付行為の禁止を出しておきながら、従来最も大きな弊害を興えております、國家警察の地方住民あるいは地方自治体に対する寄付の存続を認められておる。これは明らかに、私が最初に申し上げました、この改正法案が空文であるというところを、如実に私どもの眼前でお示しになつた。提案者みずからがそれと反對なことを言つておる。國警長官に何ら反對することなしに、それをそのまま認めようとしておる。しかもこの費用は、單なる一時的な、あるいは偶発的な國家地方警察の費用ではなくして、庁舎の建設費というふうなものまで、地方の負担にしようというのを認めておる。これでは何のためにこの寄付行為を禁止するといふ改正案を出したのか、私どもは了解に苦しみまします。いわば

これはむしろ欺瞞的な、見せかけのなものであるというふうな断ぜざるを得ないと思うのであります。

それから今回の財政法の改正で、一般的には地方の行政に關する地方の財政的負担を認め、同時にある特定のものの限つてはその財源措置を國が一部または全部をやるというのを認めておきますが、それらのものに対する國が全部または一部を負担するという規定が、實際問題としてやはりこれも空文になつておる。これを私指摘しておきたいと思つておる。四つばかり特定のものに対して、國が負担するもの費用を國が負担することも認めておるわけですが、ところが、従来におきまして非常に不足である。もう千数百億の災害の累積が地方に残されておる。それに對する何ら具体的な措置がない。特に最近北海道に起りました災害の復旧費に對しまして、これは道の公表ですから、事實はもつと大きいだろうと思つておるが、道は百五十億の災害だといつておる。それに對して中央から約八十億ばかりの財源措置をする。その残りの七十億はまつたくほつたらかして、地方の負担にゆだねられておる。しかもこれを北海道の税金として災害復旧をやるというところが議に上つておる。この問題をこの委員会に地方財政委員会關係の方に質問いたしますと、そういう場合もやむを得ないだろつというふうなことを言つておられます。特に國が災害の問題に關しては特例を設けまして、全部または一部を負担するといふ改正をなさうとしておりますが、これも結局は地方の負担に転嫁されて行く。現実に起つておるま

す北海道のような重大な災害に對しましても、十分な措置をとつていない。それが道民の税金として徴收されることに對しても同意を與えようとしておる。こういうことでは、こういう特例もおそらく空文になるであらうといわざるを得ないと思つておる。それからさいせん申しました警察の費用等の問題もそうでございますし、特にここに特例として認めておきますところの公共事業の費用、これも國が一部または全部を負担する特定の場合としてあげてある改正の要點ですが、この公共事業の費用に對しまして、すでに石川県では道路税を県税としてとるといふことが、県議會において決定されておる。道路のような公共事業の基本的なものに對する税金を、県税でとるといふようなことを、地方財政委員会が承認しようとしておる。地方財政委員会が決定したものはそのまま認めるのが當然であらう、それが民主主義であらうという態度で、公共事業費の基礎的な部分の地方税への転嫁というふうなことを認めておるのですが、こうなりますと、この改正の條文も明らかに空文であるといわざるを得ないと思つておる。そのように非常にたくさん具体的な事實をもつて、ここにあげられております改正の各要綱を反駁し得るわけですが、そのうちでも特に最近の行政協定と結んで注目すべき問題は、警察予備隊に關する費用である海上保安庁に關する費用が、やはり地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額の算入という項で新しくつけ加えられておりますが、警察予備隊に要する経費に關しまして、國はやはり十分に

保障する意思がないということを、委員會の質疑によつて明白にいたしました。それはいわゆる警察予備隊の募集の問題です。警察予備隊令の改正が一部行われておまして、日本の本會議でも問題になるでしようが、この募集に關して國が見積つてゐる予算が、一町村当りわずか一千円をこゝ／＼、こういうことで、数方あるいは数十万に達する募集の事務を強制的に市町村長に押しつける、しかもこれに關しては、従來の地方自治の精神を蹂躪いたしました。總理大臣が市町村長を指揮監督する、あるいは知事が市町村長を指揮監督する、こういう重大な地方自治法の蹂躪をや、あるいは憲法違反のような規定をえやしながら、しかもその経費は一市町村当りわずか一千円をこゝ／＼といふに至りましては、驚くべきことなので、こういう費用がどん／＼／今度の改正案に盛り込まれておるというところは、實に地方にとつては財政上の大きな脅威だと思つておる。しかもこの問題と並んで、海上保安庁に要する経費も加えられておるが、同じような形で地方の負担になつて来ることは明白だと思つておる。こういうふうには、ほとんどすべての規定が現実の形では空文化されておる。そのうちで逆に第九條におきましてこう規定してあるわけですが、「地方公共団体又は地方公共団体の機關の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する。」とあります。これは非常に重要な規定でございます。今後この地方の機關の事務は全額これを地方自治体が負担しなければいけない明白な法文上の義務がこれによつて生じて来るわけですが、最近の情勢を

見ますと、中央から地方への委任事務が非常にふえております。またそれと関連いたしまして地方での事務の膨脹が必至であるという状態です。たとえ最近におきまして住民登録法の施行法を決定しておりますが、これなども何ら財源措置なしに、重大な大きな事務を地方に與えておる。こういうふうな今後どん／＼仕事も地方にふえて参ります。ところがこのふえて参る仕事に關連いたしましての公共団体の機關の事務は、これは全額地方の負担になるといふ規定でございます。こうなりますと、地方では現在でも赤字で苦しんでおるのに、一方面的に上から押しつけられて参ります機關の事務の全額を、地方が負担しなければいけないということになりまして、まことにこれは地方財政を破綻せしめることになるだらうと思つておる。今度の地方財政法のねらいは実はこの九條にあるのではないか。どん／＼これから仕事を押しつけて行く。そのための機關の事務の経費は、これは全部地方で負担しろといふことが、今度の地方財政法のねらいじゃないか。真のねらいはここににあるのではないか。こう思つておる。

私どものこの法案自体に對する反對はこの程度ですが、私どもがこの法案に反對いたしますもう一つの理由は、ただいま本委員會には地方税法、地方財政平衡交付金法等の、この法案と密接不可分のものが同時に審議されておるわけですが、それをこの法案だけを抜き出して採決に付しますことは、非常に片手落ちである。特に税法などに関しましては、何ら詳細な審議を行つていない。その際にこれだけを引出

しまして審議するということは、私どもは反対です。しかも平衡交付金法とこの地方財政法とは非常に大きな関連がありまして、たとえば今の問題で申し上げますと、平衡交付金法によりまして、一定の規格の仕事を中心から地方に與える。しかもこの仕事の遂行については、総理大臣がやはり地方に対して勧告権を持つてゐる。もしその勧告に従わなかつた場合には、一旦交付いたしました地方財政平衡交付金を全部あるいは一部返還させることができる、こういう重大な規定をしてゐるわけでありまして、だから平衡交付金法の改正によりまして、一定の規格の仕事を中心から地方に押しつける、それは強制的な勧告権を持つて押しつけて来る。しかもその機関の事務の全額が、この地方財政法によつて地方の負担になるというふうになつておりまして、二つの法案は非常に密接不可分だと思ふのです。こういうような場合に、これだけを引出して審議することは、まったく無意味だと思ひます。同様な關係で同時に私どもが審議しておりますところの地方税法とも大きな關係がある。こういうふうな仕事が一方的に押しつけられて、それが全部地方の負担になつて来る。その平衡交付金の金額は總体的にこれは減少して参る、こうなるとどうしても地方税法でそれをまかなわなければならぬになりますので、地方税法による、従来よりも増しての地方民の收奪が、当然現われて来ることになるのはこれはやむを得ないと思ふのであります。事実今提案されております地方税法の一部を改正する法律案には、従来税金をとつておりませんでした六十歳以上の、しかも年収十万円

以下の老人に對しまして、新しく税金をとるというやうな、まづたゞ非人間的な増税を規定しております。こういうことはやはりこの地方財政法との關係において、あるいは平衡交付金法との關係において出て参つております。私どもはともかくも政府の地方財政に対する考え方には納得できない。そういう意味におきまして、私どもは形式的に見ましても、それらのものと切り離してこの財政法だけを審議することに反対であり、内容的に申しましてもそういうふうな地方自治を蹂躪し、中央のファッショ的な統制を強化し、そういったあかつきにおいて行政協定より、あるいは再軍備政策より出発いたしますところの、いろいろな事務を強制的に押しつけて、その財政の負担を地方の住民の増税に転嫁して行くといふことを意味してあります。この法案には、共産党といつたしましては、絶対に反対せざるを得ないわけでありまして、来年度の地方税が額におきまして四百十四億の増税になつてゐるといふことは、地方財政委員会がお出しになつた資料で明白であります。そういう再軍備のための大増税を押しつけるための一環であるこの地方財政法の改正には、共産党としては反対であります。

○金光委員長 河原君。
○河原委員 ただいま上程中の地方財政法の一部を改正する法律案は、まことに適切なものと認めますので、自由党を代表して賛意を表する次第であります。

○金光委員長 ほかに討論の通告はありませんので、これで討論は終局いたしました。

これより採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○金光委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。

この際お諮りいたしますが、本案に關する衆議院規則第八十六條による報告書作成の件につきましては、委員長に御一任を願ひまして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金光委員長 御異議なしと認め、さう決します。

この際暫時休憩いたします。

午後三時三十七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月十五日印刷

昭和二十七年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 片